

令和5年度

委託第8号

公用車(普通自動車)運転業務委託

## 仕様書

おいらせ町内小中学校(8校)地内

おいらせ町

# 公用車(普通自動車)運転業務委託仕様書

この仕様書は、公用車(普通自動車)運転業務の概要を示すものであるが、運転業務上当然必要と認められる事項については、本仕様書に記載されていない事項であっても、契約金額の範囲内で実施するものとする。

## 1. 運転業務委託車両

ホンダ バモス・ホビオ / 平成23年式 / 車両登録番号 八戸580 こ 48  
※代替車両となる場合がある。

## 2. 送迎経路

役場分庁舎→指定する学校→役場分庁舎

## 3. 送迎場所

- ・通常 おいらせ町内小中学校8校(町内)
- ・臨時 青森市 外(町外)

## 4. 契約期間及び勤務時間

### (1) 契約期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間長期継続契約)

### (2) 勤務時間(回数は1年間あたり)

#### ○通常運転業務(町内小中学校)

①7時50分から16時30分の間で学校の指定する時間 …180回

※1 基本的には外国語指導助手の勤務時間である8時00分から16時00分の送迎となる。

※2 8時00分には分庁舎前を出発できるように準備すること。

※3 勤務開始時刻は公用車の鍵を受取った時刻とし、勤務終了の時刻は送迎終了後に鍵を返却した時刻とする。鍵の受取等に関しては委託者が指示をする。

※4 長期休業(夏休み等)の際も勤務になる日がある。

※5 午前中の送迎から午後の送迎まで時間がある場合は、会社等で待機し、急な送迎が発生した場合でも連絡を取れる体制にすること。

※6 送迎時間外は公用車を使用するため、委託者の指示する場所に駐車し、鍵を返却すること。

#### ○臨時運転業務(町外)

②1日勤務:7時50分から16時30分 …5回

③上記以外の勤務:7時50分から16時30分以外の時間 …10時間

### (3) 勤務日

月曜日から金曜日までとする。

原則土曜日、日曜日、祝日の送迎は行わない。

## 5. 運転派遣員

運転業務の従事のため派遣される者は、心身ともに健康で、人員は1名とする。

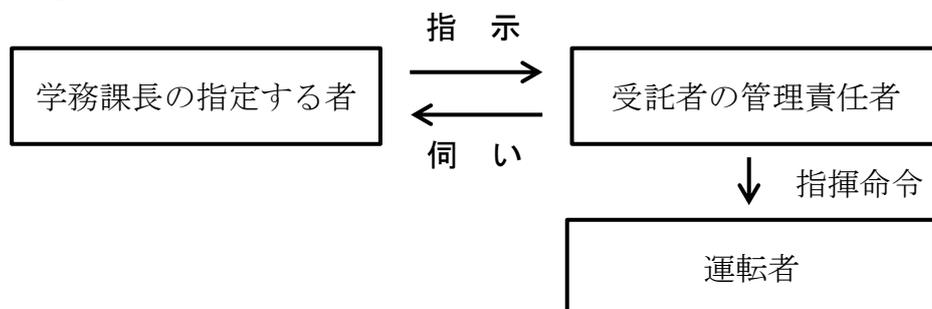
## 6. 運転業務従事者の服務等

- (1) 受託者は契約の履行を期するため、業務の遂行に適した人材を配置し、業務に支障をきたすことのないようにしなければならない。
- (2) 受託者は業務従事者名簿（氏名、年齢、住所を記載したもの）に資格を証する書類の写しを添付し、委託者に提出するものとする。なお、補助の従事者を配置する場合も、業務従事者名簿に記載すること。
- (3) 受託者は業務の実施にあたり、交通規則や関係法令等を遵守すること。特に関係法令に定められた諸手続き（許可・届出等）を遅滞なく行うものとする。
- (4) 勤務中は、礼儀正しく品行を慎み、応接にあたっては懇切丁寧を旨とし、仮にも粗暴にわたる言動があってはならない。
- (5) 勤務開始にあたっては、アルコールチェックを行うこと。また、アルコールチェックは委託者が準備したものを使用すること。
- (6) 勤務中は、飲酒をしてはならない。また、酒気を帯びて勤務してはならない。
- (7) 運転日報は、委託者が指定する様式に運行ごとに記入し、翌月初めに提出する。担当者は日報の提出をもって業務の履行を確認するものとする。
- (8) 運転業務委託車両に異常を認めた場合は、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- (9) 業務中に事故が発生した場合は、速やかに委託者に連絡をし、担当者の指示に従うこと。また、事故の詳細を記した事故報告書を提出すること。

## 7. 運転業務の内容

- (1) 委託者が指示する公用車の運転（外国語指導助手等の送迎）
- (2) 委託者が指示する公用車の清掃及び軽微な整備・修理（タイヤ交換含）
- (3) 委託者が指示する公用車の消耗品・備品の管理

## 8. 業務の指揮命令系統



## 9. 提出書類

- (1) 業務従事者名簿
- (2) 運転日報
- (3) 業務完了届
- (4) 事故報告書（事故が発生した場合）

## 10. その他

- (1) 入札はそれぞれの単価に数量を乗じたものの合計金額（1年間分）で提出すること。
- (2) 契約は単価契約とし、支払い及び請求方法については、業務実績に単価を乗じ、各月ごとに請求及び支払いを行うものとする。
- (3) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234号の3に規定する長期継続契約であるため、委託者はこの契約を締結した会計年度の翌年度以降において、

歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削減された場合には、この契約を変更または解除することができる。

①（３）の場合において、この契約を変更又は、解除しようとするときは、速やかに受託者に通知するものとする。

②（３）の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受託者に損害が生じた時は、委託者は受託者に対しての損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は委託者と受託者とが協議して定める。

（４）契約期間中は、基本的に最低賃金及び社会保険料等（以下、「最低賃金等」という。）の変動による変更契約は要しないものとするため、最低賃金の上昇を見込んだ金額で見積すること。ただし、最低賃金等が大きく変動したことにより、最低賃金等の確保が困難となる場合は、発注者と受注者が協議により変更契約できるものとする。

（５）本仕様書に定めのない事項で疑義等が生じた場合は、委託者受託者で協議のうえ決定するものとする。